

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和 4 年 11 月 8 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣  
 同 太 田 眞 晴  
 同 吉 川 知 恵子  
 同 小 島 健 一  
 同 作 山 ゆうすけ

1 措置の対象となった監査の結果

令和 4 年 8 月 19 日（神奈川県公報定期第 335 号）神奈川県監査委員公表第 21 号で公表した不適切事項が認められた 1 か所に係る 1 事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

健康医療局

本庁機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
保健医療部がん・疾病対策課	令和 4 年 6 月 16 日（令和 4 年 3 月 2 日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和 2 年度 T w i t t e r 広告業務委託契約（契約額 627,000 円、契約期間：令和 2 年 7 月 16 日から同年 10 月 15 日まで）の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。また、本件広告業務を令和 3 年 3 月 31 日まで延長するに当たり、当該期間に係る委託費相当額が神奈川県財務規則に定める随意契約によることができる額を超えていることから、競争入札により改めて契約者を決定すべきであると認められるところ、これを行わず、当初の契約期間を延長する変更契約（契約額 4,032,600 円、契約期間：令和 2 年 7 月 16 日から令和 3 年 3 月 31 日まで）を締結していた。	不適切事項については、神奈川県財務規則及び同規則運用通知の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、課内打合せで指摘事項の周知徹底を図るとともに、執行書類に根拠規定の記載や添付を行い、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。